

尾張旭市議会情報公開事務運用指針

(平成27年3月3日 議会運営委員会確認)

1 議会の公文書の公開請求があったときは、次に掲げる「公開・非公開手順」により決定する。

[公開・非公開手順]

- (1) 公開・非公開の決定は、議事課長が行う。ただし、異例な事項については、議会事務局長が行うものとする。
- (2) (1)により判断が困難な場合は、正副議長と議会事務局長が協議して決定する。
- (3) (2)の場合において、議長は、議会運営委員会の意見を聞くことができる。

2 会議録が調製されるまでの間は、音声データによる公開を原則とする。

3 会議録の発言取消し部分（議長等の発言取消し命令によるものを含む。）の非公開は、その内容により決定する。

4 議会の公文書のうち非公開とする内容は、おおむね次のとおりとする。

No.	文 書 名	非 公 開 の 内 容	関 係 条 項
1	本会議会議録	秘密会の議事の記録中、特に秘密を要すると議決した部分	条例第7条第6号
2	委員会会議録	秘密会の議事の記録中、特に秘密を要すると議決した部分	条例第7条第6号
3	協議会等の記録	秘密会の議事	条例第7条第6号
4	傍聴申込書	記載事項	条例第7条第1号
5	請願書・陳情書等	賛同署名簿	条例第7条第1号
6	表彰関係書類	記載事項	条例第7条第1号
7	議員履歴関係書類	本籍、家族の状況、職歴、賞罰	条例第7条第1号
8	議員共済会関係書類	共済年金額、振込口座番号	条例第7条第1号
9	議員報酬関係書類	振込口座番号等明細書	条例第7条第1号
10	議長交際費関係書類	病気見舞支払い先等	条例第7条第1号

備考：関係条項欄の条例とは、尾張旭市情報公開条例を指す。